

目標：2020年

『生物多様性の府民認知度を70%以上にする』

『生物多様性の損失を止める行動を拡大する』

活動する府民の割合を倍増する。(6.0%⇒12.0%)

保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。  
(81,970ha⇒83,970ha)

**現状**

＜府内における状況 2016年度＞

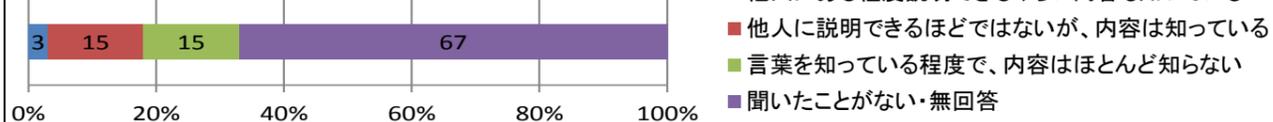
生物多様性の府民認知度 33%（※）従来のアンケート調査では17.5%

活動する府民の割合 1.1%

生物多様性保全に資する地域指定の状況 83,892ha

※平成29年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策より抜粋

グラフ：アンケート結果



（参考1）生物多様性という言葉の認知度は約33%です。  
（参考2）上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約68%です。  
1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること  
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること  
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること  
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること  
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること  
6. 国際的に生物多様性条約が定められていること

表：生物多様性保全に資する地域指定の状況

地域指定	2016年
鳥獣保護区	12,914ha
保安林	17,244ha
府立自然公園	3,541ha
国定公園	16,498ha
近郊緑地保全区域	33,580ha
自然環境保全地域	38ha
緑地環境保全地域	37ha
特別緑地保全地区	3ha
自然海浜保全地区	22ha
国・府指定天然記念物	15ha
合計	83,892ha

**主な施策の内容及び取組状況**

●生物多様性の社会への浸透

【生物多様性の理解促進及び現状評価】

○生物多様性保全に関するパンフレットの作成・配布

生物多様性の理解の輪を広げ、府民や事業者にも日常生活の中での生物多様性への配慮行動を促進するため、学校や企業担当者向けのパンフレット「知ろう・伝えようおおさかの生物多様性（H27.3発行）」や府民向けリーフレット「おおさかの森里川海（H29.3発行）」などの作成、配布。

○大阪生物多様性保全ネットワークの取組推進

行政、研究機関、大学、NPOなどの相互の連携をはかり、生物多様性の保全に向けた取組を行う組織として、平成23年度に設立（NPO法人大阪自然史センターが事務局）大阪府内及び周辺地域の自然情報の集積、調査研究、普及啓発事業の推進。

○レッドリストの活用推進

平成11年度に「大阪府における保護上重要な野生生物」（大阪府レッドデータブック）を作成したが、その後の研究の進展、生物多様性をめぐる認識の変化、府内の野生動物の生息環境の変化などもあり、平成25年度に「大阪府レッドリスト2014」を作成。府内に生息する野生生物の分布、生息・生育状況等について、海の生物や貴重な生態系なども含めて評価した「大阪府レッドリスト2014」を活用し、普及啓発を実施。

大阪府レッドリスト 2014年3月改訂



○民間団体との連携

府内の博物館や水族館等の施設（平成29年7月現在56施設）と連携し平成28年度に設立した「おおさか生物多様性施設連絡会」において、生物多様性を普及啓発するためののぼりの作成をはじめ、統一した広報やワークショップなどを実施。

**今後の取組**

・大阪生物多様性保全ネットワーク、おおさか生物多様性施設連絡会を中心に、府内の各施設の特徴を活かしながら、府ホームページでの情報発信をはじめ、啓発イベントの推進や体験活動の継続等により、生物多様性の普及啓発の促進を図る。

●生息環境の再生・創造

【生物多様性に配慮した行動促進、エコロジカルネットワークの構築推進】

○生物多様性パートナー協定の推進

企業と大学、研究機関、行政が「おおさか生物多様性パートナー協定」を締結し、企業の事業敷地内等での生物多様性保全の取り組みを支援するとともに、企業が地域等と協働した生物多様性の保全に資する活動等を促進。

※平成29年7月現在5社

- ・パナソニック株式会社エコソリューションズ社
- ・パナホーム株式会社
- ・南海電気鉄道株式会社
- ・積水ハウス株式会社
- ・株式会社 小松製作所 大阪工場



南海電気鉄道株式会社 多奈川ビオトープ

○共生の森づくり

堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部の「共生の森（約100ha）」においてNPO等多様な主体との連携による森づくり活動や自然環境学習等を実施。



共生の森づくり

●生息環境の保全

【生物多様性保全に資する地域指定の拡大、農空間保全地域制度による保全の推進】

○保安林、鳥獣保護区等の地域指定の拡大

○農空間保全地域制度推進事業

生物多様性保全を含めた農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等の取り組みを実施。遊休農地等対策110.9ha（平成28年3月現在）



企業による森づくり活動の様子（アドプトフォレスト）

○アドプトフォレスト制度

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林等を整備。48社・団体が実施（平成29年5月現在）

○シカ、イノシシの第二種鳥獣管理計画の推進

平成29年4月にシカ第二種鳥獣管理計画（第4期）、イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）を策定